

令和3年9月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和3年9月22日（水）午前10時
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁4階 第3委員会室
- 3 出席者
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 大場 健哉 |
| 教育長職務代理者 | 荒 明 美恵子 |
| 三番委員 | 遠 藤 一 幸 |
| 四番委員 | 高 橋 明 子 |
- 4 出席職員
- | | |
|----------|---------|
| 教育部長 | 高 畑 圭 一 |
| 教育総務課長 | 佐 野 仁 美 |
| 学校教育課長 | 穴 澤 正 志 |
| 生涯学習課長 | 佐 藤 洋 |
| 文化課長 | 松 崎 裕 美 |
| 中央公民館長 | 栗 城 由 紀 |
| 学校教育課主幹 | 小荒井 浩 |
| 教育総務課長補佐 | 塚 原 和 憲 |
| 学校教育課長補佐 | 油 井 弘 美 |
| 生涯学習課長補佐 | 高 橋 淳 |
| 文化課長補佐 | 鈴 木 美智子 |
| 文化課長補佐 | 片 岡 洋 |
| 中央公民館長補佐 | 塚 原 優 郁 |
- 5 閉 会 午前11時40分

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育長 おはようございます。
 皆さんおそろいですので、これから令和3年9月の教育委員会定例会始めてまいりたいと思います。

 なお、本日は大森委員が欠席ですのでよろしくお願いいたします。
 開会時刻は10時でお願いいたします。

教育総務課長 おはようございます。
 会議に先立ちまして、本日の資料の差し替え等についてお願いしたいと思います。

 まず、次第につきまして、協議事項のタイトルを修正しましたので、差し替えをお願いいたします。

 また、別冊としておりました協議第1号及び第2号、それからその他で使用します資料につきまして、机の上に配付をいたしましたのでよろしくお願いいたします。

 事前配付に間に合うことができず、申し訳ございませんでした。

教育長 ありがとうございます。

 それでは、進めてまいりたいと思います。

 2番の会期につきましては、本日1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。

 <異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、会期については本日1日とします。

 続いて、3番の書記の指名であります。この書記につきましては教育総務課の課長補佐、塚原さんをお願いしたいと思いますがよろしいですか。

 <異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、書記については塚原さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 続いて、会議録の承認に移ります。お手元に8月の教育委員会定例会の会議議事録、議事録が届いていると思いますが、この内容等について何かございましたらお願いいたします。

遠藤委員 2 ページの一番下の教育長の発言の中で、事務局より説明お願いしますが、2つ入っていました。

教育長 2つ入っていますね。では、1つ消してください。
他にございますでしょうか。よろしいですか。
<なしの声あり>

教育長 他には特にないということですので、いま1点修正ありましたが、会議録のほうはこのとおり承認されました。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 続いて、5番の報告事項に移ります。
初めに、行事等の報告についてお願いいたします。

教育総務課長 それでは、資料の1ページをお開き願います。
行事等の報告。
前回8月の定例会開催日の8月19日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり5件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。
以上で行事等緒報告の説明を終わります。

教育長 ありがとうございます。
ただいま説明ございましたが、行事等の報告について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。
<なしの声あり>

教育長 では、特に異議等ないということですので、この程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第18号 共催及び後援の承認について

教育長 続いて、教育長の報告ということで報告2件ありますが、内容に入ります前に、加筆訂正等ありましたらお願いします。

教育総務課長 加筆訂正等ありませんので、よろしくをお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。
それでは、報告第21号に移ります。共催及び後援の承認についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 資料の2ページをお開き願います。
報告第21号共催及び後援の承認についてであります。8月定例会以降、共催を2件、後援を4件承認いたしましたので、喜多方市教育

委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては所管課から説明をいたします。

学校教育課長

それでは、3ページをお開き願います。

学校教育課の共催1件、後援1件についてご報告申し上げます。

ナンバーの1でございます。令和3年8月28日から29日まで、押切川後援野球場ひばりが丘球場、山都森林スポーツ公園において、第8回喜多方ラーメン杯指導者交流 蔵の街喜多方 高原・湖 四季の彩り北塩原中学校野球交歓大会の共催を承認いたしましたが、当該大会の開催は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、後援ですけれどもナンバーの1です。令和3年10月1日第二小学校にて、第28回公開授業研究会「考えの形成」を支える指導の工夫～読み取るための活動と学び合いを通して～が開催されますことをご報告申し上げます。

学校教育課は以上であります。

生涯学習課長

申し訳ございません。共催のほうに戻っていただきたいと思いますが、次に、生涯学習課所管分の共催についてご説明申し上げます。

ナンバー2になります。事業名につきましては、会津地区社会教育指導員秋季研修会で、この事業につきましては、会津地区の社会教育指導員が一堂に会して研修を行いまして、資質の向上を図り地域の生涯学習に貢献するものであります。10月19日に予定しておりました研修会につきましては、コロナ禍の影響により中止ということになりました。

生涯学習課分は以上です。

文化課長

文化課分を申し上げます。

後援のナンバー2です。事業名が会津シンフォニック・アンサンブル第43回定期演奏会。開催及び会場等につきましては、記載のとおりでございます。

ナンバー3、あつしおかのう文化祭。開催日、会場等は記載のとおりでございます。内容につきましては、文化作品の展示等になります。

4ページをご覧いただきたいと思っております。

ナンバー4、たかさとまち文化祭。開催日、それから会場については記載のとおりでございます。こちらのほうの内容も、文化作品の展示等でございます。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より共催2件、後援については4件の説明がありました。この内容等につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

特にないということですので、共催及び後援についてはこの程度といたします。

報告第22号 喜多方市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について

教育長

続いて、報告の第22号に移ります。喜多方市立学校における学校運営協議会委員の委嘱についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、5ページをお開き願います。

報告第22号喜多方市立学校における学校運営協議会委員の委嘱についてであります。

喜多方市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第8条の規定に基づき、喜多方市立学校における学校運営協議会委員を下記のとおり委嘱しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

1 委嘱者、2 委嘱日、3 任期につきましては、各校ごとに異なりますので、別紙記載のとおりとしたいと思います。

次ページをお開き願います。

各校の委員につきましては、5ページから18ページまでの記載のとおりであります。なお、熱塩加納地区、山都地区、高郷地区につきましては、小中学校合同による協議会のため、本市の協議会の総数は20団体となります。

ご報告が遅れまして、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

教育長

ただいま説明ございましたが、この内容につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

今年度からそれぞれの学校がコミュニティースクールということを出発しました。若干委嘱の日取りは変わっていますが、このような形で出発したということでもあります。よろしいですか。

高橋委員

任期がそれぞれちょっとずつ日にちは違いますが、委嘱日から数えての令和5年までとなっておりますが、第1号委員はPTA会長さんということなので、そこはその会長が替われば毎回変わるということでしょうか。

学校教育課長 任期は全て2年というふうに委員は決めておりますので、会長さんに当たりましては、その年新たに替わられたらば、その残期の期間を務めていただくようにしたいと思っております。

教育長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

教育長 <なしの声あり>

教育長 では、特にないということでありますので、報告第22号についてはこの程度といたします。

報告第23号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について

教育長 報告第23号を取り上げます。喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてということで、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 報告23号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について、ご説明申し上げますので19ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてであります。喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したのでご報告いたします。

団体名、認定取消日等につきましては、次ページ、20ページをお開き願います。

認定を取り消した団体につきましては、記載の11団体になります。代表者、所属、所在地、認定取消日につきましては、記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

ただいま説明ございましたが、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

荒明委員 質問です。

20ページの4番と5番の活動内容がわからないので、ちょっと教えてください。

教育長 4番、5番の活動内容だそうですが、よろしいですか。

生涯学習課長 FCデランテェロススポーツ少年団、こちらにつきましてはサッカーをしている団体でございます。下の特定非営利法人スポーツ、こちらにつきましてもサッカーをしている団体でございます。

以上です。

高橋委員 この11団体についての取消というのは、その団体の本人のほうから取り消したいということで取り消されたものなんでしょうか。

生涯学習課長 実際に取消しへの届出があったものについてはナンバー1のアー

トフラワー教室でございまして、そのほかにつきましては解散していたもの、あと休止していたもの、それと調査票ということで、こちら調査票が未提出ということで、この部分に関しては社会教育関係団体の認定に関する規則というものがございまして。その中で、調査票の提出ということで義務づけられているもので、認定を受けた団体は毎年教育委員会の求める調査書を提出しなければならないというふうになってございまして、この部分について再三調査票の提出を求めたんですけれども、いまだに提出がないということで認定の取消しをするもので、この調査票の未提出団体が5団体でございました。ナンバー6からナンバー10の部分につきまして5団体、それらが調査票未提出。それと休止の部分で申し上げますと、休止が2団体ですが、報告書の提出があった、休止の届出があったものについてはナンバー1。それと休止していたということで事実確認をしたものが、ナンバー5。それと既にこの団体が解散していたというものについては4件ございまして、ナンバー2とナンバー3、それとナンバー4とナンバー11の4件で、合計で11件ということでございまして。

以上でございます。

教育長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

では、特にご意見等ないということでありますので、報告第20号についてはこの程度といたします。

以上で5番の報告事項等については終わります。

6 審議事項

議案第17号 喜多方市立小学校小規模特認校実施要綱について

教育総務課長

加筆修正等ありませんので、よろしくお願いたします。

教育長

それでは、特にないということでありますので、議案の第17号を取り上げます。喜多方市立小学校小規模特認校実施要綱についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、21ページをお開き願います。

議案第17号喜多方市立小学校小規模特認校実施要綱について、実施要綱を別紙のようにしたいとするものであります。

提案理由は、特色ある教育活動を行っている小規模な市立小学校において教育を受けることを希望する者に対し、就学すべき小学校の指定を変更することを認める制度に関して、必要な事項を定めるものであります。

次ページをお開き願います。

まずは、実施要綱につきまして、簡単に重要な部分だけ申し上げたいと思います。

第2条でございます。制度を認める小学校は、上三宮小学校でございます。

第3条をご覧ください。就学できる児童につきましては、通学区域外の新生及び小学校に就学する全学年の在校生とするというふうにしました。

条件といたしまして4つございまして、(1)喜多方市に移住していること。そして、転入する見込みがあること。(2)心身共に健康であること。(3)小規模特認校の教育活動に賛同し、協力できること。(4)保護者が、安全な交通手段により児童を通学させることができ、通学に要する経費を負担できる者であることとしたいと思っております。

2番でございますが、現状において複式学級がある小学校区の児童及び未就学の児童の場合については、対象外とするとしているところではございますが、ただし、教育委員会が特に認める場合においてはこの限りではないというふうにしなから、それぞれ相談を受けながら、そうした児童さんも場合によっては入学、就学を可能とするというふうにしたいと思っております。

第4条をご覧ください。小規模特認校に就学する時期は原則として毎年4月1日としたいと思っております。

2項ですけれども、就学児童は卒業するまで上三宮小学校に就学するものとするというふうにしたいと思っております。

続きまして、23ページをご覧ください。

第5条ですけれども、指定の変更を受けようとする保護者は、まず教育活動の見学、それから校長による面談を受けるというふうにしたしたいと思います。

次に、申請につきまして第6条をご覧ください。保護者はそれぞれの申請書を教育委員会に提出をする。

それから、7条の下になりますけれども、中学校入学について、第8条小規模特認校への指定変更の承認を受けた児童が中学校に入学する際において希望する場合は、在学する小規模特認校の中学校に入学することができるものとするというふうにいたしました。

それでは要綱は以上ですけれども、次ページをお開きください。

資料を3つほどつけさせていただきました。資料の6番のその他をご覧ください。

6番の(2)小規模特認校制度の効果を評価する期間としまして、教育委員会としては数年間、3年を目途としまして、評価機関を設け

ます。そして、毎年この評価を行いながら、上三宮小学校の今後の在り方について検討していきたいというふうに考えております。

資料2をご覧ください。

これは、上三宮小学校で特色ある教育活動をどうするかという案でございます。

それでは、1番の(1)をご覧ください。まず、基本の考え方としまして、現在の教育活動をベースに発展的に教育課程を編成していきたい。(2)小規模校のメリットを最大限に生かしたものとするという方針。あわせて、(3)小規模校のデメリットを最小限化した教育課程としたい。(4)「社会に開かれた教育課程」、そしてものを中心に進めていきたいと思っております。社会に開かれたというのは、例えば地域住民の方々の学校への参画ですとか、それとか地域を生かした教育活動の取り入れなどでございます。

次に、2番、特色ある教育活動。実際に何を行っていくのかというところでございますが、(1)をご覧ください。案としてですけども、外国語教育の充実をしたい。アとしまして、専門教師による指導等の充実。それから外国語活動の時数を多少増やししながら、機会を充実していきたい。それからウとしまして、多様な文化に触れる機会を、例えば友好都市なんかと結びながら、そうした外国語を使った文化に触れる機会を創出していきたい。そして、エとしまして、英語検定等も推奨できないかということを考えております。

(2)ですけども、ICT教育の充実。これは(1)と随分関連があるところですけども、まずアとしまして、情報を活用する力の育成。それから、ICT機器を効果的に活用しながら、外国または日本のいろんな都市の子供たちと合同学習等を含めながら、多様な価値観に触れながら、先ほど申し上げました小規模校のデメリットを最小限にしていきたいというふうに考えております。あわせて、プログラミング学習の充実を図りまして、プログラミング的思考力の育成を図っていきたい。そんなところがICTの充実の中身でございます。

(3)といたしましては、これまで同様、個に応じた指導のさらなる充実ということを挙げております。

そして最後(4)番目になりますけれども、これは地域の方々との開かれた教育課程というところも関連してきますけれども、地域連携との地域の素材、環境を生かした体験学習の充実を図っていきたいというふうに考えております。

次ページをお開き願います。

それでは、小規模特認校制度導入に係るスケジュールの案でございますけれども、上のほうから本日定例教育委員会にて審議をいただい

ているところです。その後、10月上旬には募集の案内、パンフレットの配付等を各市内の小学校へ配付をしたいと考えております。10月の下旬ですけれども、小規模特認校制度に係る説明会の実施、こちらは本庁にて、もしくは状況によりましては学校教育課の窓口を通しまして、それぞれ希望する保護者への説明を行うとしたいと思っております。また、パンフレットの回覧も上三宮地区に行っていきたいと思っております。

募集期間につきましては、11月1日から2月の末までと考えております。この期間に小規模特認校を希望する場合には、保護者さんは教育委員会に届けをするというものでございます。

そして、令和4年4月1日、小規模特認校スタートというふうなスケジュールをもって進めてまいりたいと考えております。

長くなりました。説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

では、今小規模特認校について説明があったわけですが、どこからでも構いませんので、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

質問ですが、まず22ページの2番ですか。小規模校の子どもたちの取り合いを避けるために、現状において複式学級がある小学校区の児童及び未就学の児童の場合は対象外とすると、こういう一文を入れますということでした。が、そこにただし書がこうありますが、これは例えばどういう場合、この限りではなくなるのでしょうか。

学校教育課長

当初の目的といたしましては、小規模の学校から小規模の学校に移ると、ますますその移ってきた学校の人数が少なくなってしまうということで、これはそれぞれの学校にとってマイナスになりますし、また児童の奪い合いというような状況も本市にとりましてはマイナスになってしまうと考えたことから、結局このただし書を入れさせていただきました。これは親さんの例えば複式学級のある学校なんだけれども、いろいろな事情があってその学校ではなかなか教育活動がうまく進めることができない。なので、この上三宮小学校へ進めたいというような、保護者さんからのその学校生活上の課題等、その学校では難しいというような課題等がありましたらそれを教育委員会で受けまして、そういうことであれば上三宮での就学が望ましいというような判断になったときにはそれを認めるというようなことで、このただし書を入れたところでございます。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

では、特に複雑な事情がある場合ということになるのかなと思っておりますが、それと関連してくると思っておりますが、今度25ページの具体的な教育活動案についてなんですが、特色ある教育活動に関して、やはり小

規模特認校ですので、前の会議でも何回か言ったことがあると思いますが、やはり一番の売りというか、それは個に応じた指導の充実ではないかと思うんです。でも、この内容を見ますと、どうしても何か、(3)がちょっと弱いかなど。もっと(1)と(2)、外国語とICTと同じように、具体的に打ち出していないと、なかなかこの上三宮の教育に魅力を感じて、じゃあここならばってなかなかいかないんじゃないかなというふうに私は思いました。

具体的には、例えば一人一人のペース、スタイルに応じた丁寧な指導の充実、これは分かります。で、イは一人一人に寄り添う指導の充実、この言葉はすごく抽象的であって、アとイの違いは何ですかって言われたときに、難しいんじゃないかなと思うんですが、一応これちょっと質問です。アとイの違いは何でしょう。

学校教育課長

アに関しては主に学習面での指導、イに関してはその生活指導、生徒指導を含めまして、そうした子どもの見取りから、その子どもによりよい成長をもたらすための生徒指導上の見方の充実というふうに考えているところでございます。

荒明委員

一人一人に寄り添うというのは、教育活動全般において1、2、3、全てにおいてそれはやはり必要なものであると思うので、私は個人的に思ったんですが、ここの記載について、一人一人のペース、スタイルに応じた丁寧な指導の充実のところをもっと具体的に掘り下げて、上みたいに点々と落としていって書くと、保護者の方も、ああ、こういうところでうちの子どものよさというか自己実現を図るようにしてほしいなというような、そういう思いを抱くと思うので、例えば一人一人のペース、スタイルに応じたに含まれますが、具体的に書くとすれば、学習内容の習熟の程度に配慮するというのが1つ挙げられると思うんですね。そのために、補充的、発展的な教材を充実するとか開発するとか。あと、学習方法とか学習スタイルの特性を生かして指導するとなれば、そのために教材開発の充実を図っていくとか。あと、一人一人の興味関心による特性を生かしてというのもありますよね。そうすると、課題、学習的な、そういう充実というか、課題、学習的なコースというか何て言うのかな、そういうものを考えていくみたいな。そういう言葉って、意外と具体的に起こさないと、ペース、スタイルに応じた丁寧な指導と言ってもちょっといまいわからないのかなと思ったので、具体的にもうちょっと書いたほうがいいかなというふうに思いました。以上です。

学校教育課長

お話いただきまして、ありがとうございました。

確かに、個に応じた指導については、記載が十分伝えにくいものになってきたかと思えます。こちらのほうにつきましては、それぞれも

う少し考えまして、その内容について何か、これは資料でございますけれども、説明に適した内容にさらに加えて加筆をしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

教育長

では、この内容についてはやはりあったように、もう少し具体的に膨らませて書かないといけないかなと、そんなふうに思います。

ほかにございますか。

高橋委員

先ほどの説明で、上三宮小学校の学校運営協議会の委員の名前が出ていたんですが、ということは上三宮小学校もコミュニティースクールということではないのでしょうか。（「はい」の声あり）

そうしますと、どのぐらいの人数を見込んでというか想定してやっていくのかというのが全くわからないんですが、早急に上三宮小学校については何かやらなくてはいけないということは理解しているんですが、こういうことで今日承認されて、このスケジュールのように周知して希望する保護者に説明をしますということでしたけれども、このことで一気にクラス、各学年例えば1クラスずつできるとかということが急には私はちょっと想像がつかないので、その辺の見込みをお伺いしたいということ、それを一つお伺いしたいんですが、あと始まる前からこのように申し上げるのはちょっとあれなんです、毎年見直しを行って行って3年間を目安に評価するということですが、この見直しながらまたその適正配置、適正規模のような、そちらの動きになっていくということも考えながら運営していくということなんでしょうか。

学校教育課長

まず、最初の児童数の見込みということなんですけれども、やはり小規模特認校で募集をかけて10人も20人もの子どもは難しいのではないかなというふうに思っております。最終的な目標としては、クラスを4クラスぐらいにできれば教員数が確保できるというところなので、そういう意味においては必要最小限の児童が来てくれればなというところまで、まだちょっと蓋を開けてみないとわからない状況はあります。

2つ目の質問にも関わっておりますけれども、見直しをするとはどういうことかということなんです、例えばずっとクラスが4クラスまで多くならずに2、3人程度でずっと過ごしてしまったというような場合については、やはり今後その学校の将来について審議をしながら、どういう道筋がいいかについては検討をしていかなければならないというのが1点と、あと授業内容の見直し、つまり魅力的なものになっていないのではないかと、それだったら、さらにどんなことを授業で行って行けばより魅力が増えていくかと、そういう見直しも含め

まして、ここは柔軟に考えていきたいというふうに思っております。

高橋委員

あと1つは、質問というか提案なのですが、学校には行けないけれども学習意欲があるお子さんについて、例えばですがリモートで授業をするようなことはするんですか。

学校教育課長

リモートにつきましては、まだ学校でも十分にその手法が確立していない状況もありまして、これからの進展によるかなと思いますけれども、リモートというところもいずれは考えていかなければならない状況だと思いますが、現時点でリモートで行う、その子をリモートだけで行うというようなところは、全面的には難しいのかなと思います。

高橋委員

わかりました。

ただ、私が個人的に考えると、想像をしたときに、こういう学校ができたんだな、じゃあうちの子ども通ってみようかなと、どういう方が思ったださるかなというのは、先ほどちょっと難色を示していた複式学級になってしまって、だんだんうちの学校ここにいたのではもう1人、2人になってしまうよなという方とか、あるいは学習したいけれども学校に通うのは嫌だな、どこかないかなという方とか、そういったちょっとこう隙間のようなところで、そういう方だとかかこう打ち出し方にもありますが、行ってみようかなと興味を持っていただけで、そういう方にきちんと丁寧に対応していけるようにしておかないと、結局1年目、2年目はやっぱり1人、2人だったというのだと次も続かないということになってしまうので、もしこの小規模特認校で4クラスぐらいあればいいなという目標があるということでしたので、そこを目指すのだと、やはり最初の魅力というのをちょっと、来たい人が来てもらえればいいけれども、何人来るかかわからないではちょっとなという、親としてもそれでは心配で行かせられないというところがあるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

学校教育課長

確かに、そのとおりだと思います。親さんの中には、学校に行きたくても、子どもを行かせたくても行かせられない、そういう子どもがいて、では上三宮どうなんだろうかというようなお考えをしてくださる保護者さんもいらっしゃるかと思います。学校でその子をどのように受け入れることができるかなどということも、これからしっかりと検討しながらこの件は進めていきたいと思っております。

遠藤委員

スケジュールですね。26ページなんですけれども、募集期間が11月から2月末ということで、これもし2月後半のほうに児童が少し増え始めて、もし教員が足りないような状況になったときに、先生の配置が間に合うのかなと思ったんですが。

学校教育課長

2月末というのは本当にぎりぎり、県教委に本当にお願いして、お願いしてお願いして何とかやってもらえるぎりぎりのラインを2月末としながら進めているところであります、何とかそのうれしいような状況のときは、もう本当に県教委にお願いして配置をしていただくように考えております。

教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

このような形で上三宮小学校を小規模特認校というふうにしてスタートさせたいと思うんですが、今の現状は前も言いましたように1、2年生の子どもがいません。3、4年で1クラス、5、6年で1クラスという状況で、養護の先生も事務の先生もつかなくなってしまうんですね。完璧に、来年から。だから、3クラスになれば、どうか養護教諭はつけていただけるだろうと。事務職員はちょっと難しいかもしれませんが、でも4クラスになれば制度上これはつけなければならないので、だから最低でも4クラス規模までもっていったらいいなと思うんですが、そのためにも先ほどから意見が出ているようにリモートの部分も含めて、魅力ある教育課程というものの、魅力ある学校にしていかないと、別の言い方をすれば周りの学校の子どもたち、保護者からすれば上三宮小学校に行ってみてみたいと思うような学校にしていけないといけないので、文言上はこのような形で進みますが、中身はもっともっと充実したものにしていけないといけない、実際。だから、非常に厳しい道のりではあるんですが取り組んで、どうかここを成功させたいなというふうに思っています。

1年生の数があまりにも少ないと、今度は飛び複式なので、同じく2学級になってしまうんですね。1年と4年生での飛び複式になってしまう。これはもっと難しいです、指導上は。そうになってしまうので、だからできれば入学生をちょっと増やしたいという思いは強いんですけども、今空いている現段階の1年生、2年生ですね、来年の2年生、3年生あたりに1人でもいいから子どもが入ってくれば、どうか3学級にはなるかなというふうに思っています。

ぜひ委員の皆様方も周りの人にお知らせというか、PRしてください。

荒明委員

22ページの第3条の(2)の文がちょっと私すごく引っかかるというか気になる場所があって、条件としてこの学校に就学することができる児童の条件として、(2)に心身共に健康でというのがありますが、基本的には心身共に健康な子どもを育成していくということが学校の目標であるので、最初からこれがあると、例えば上三宮小学校区のお子さんで、ちょっと何かこう発達障害的な、あとはグレーゾーンのような子がいたりとか、あと車椅子の子がいたりなんてしたとき

に、学区の子どもはよくて、他から来る子どもについてはできるだけ
そういうお子さんはちょっと遠慮したいとかいろいろ何かあるのかな
とか、ちょっとこう気になるので、あえてこれを心身共に健康で
いうのを入れた理由をちょっとお聞かせください。

学校教育課長

ここはどういう文言にするかというところを非常に悩んだところ
でございまして、例えば今車椅子というお話が出たところなんですけれ
ども、車椅子の方がもしいらしたとすると、対応はぜひさせていただ
きたいところなんですけれども、設備的にこの時期だと非常に難し
いというような状況は実際にあります。なので、ここはちょっと書き
方を考えたいと思いますが、何かここはそうですね。今ちょっと思い
つかないんですけれども、何かその健康な健常者しか受け入れないよ
うのようなニュアンスが、ちょっとそれは周りの人に、受け止める
方に対して厳しいのかなと思いますので、ちょっとここについては検
討しながら進めてまいりたいと思います。

ご意見ありがとうございました。

教育長

ありがとうございます。

この条項はなくてもいいのかなと思いますね。というのは、結局校
長の面接を受けて最終的に入ってくるんです。その時点で、いろいろ
判断できるかなというふうには思うんです。だから、(2)番をあて
て書かなくても大丈夫かなとは思ったりするんですが。

高橋委員

今の項目と関連してですが、先ほどちょっと申し上げた複式学級が
あるところの子どもは駄目だよみたいに、この2番を見るとそういう
ふうを感じるので、それもちょっと言い方を少し変えて、教育長とか
教育委員会で相談してもらえれば、できるだけ個別に一人一人に対応
すると言っているんだし、人数が欲しいわけですから、こちらから先
にふるいはこんなふるいですよというふうにしてしまうのは、ちょっ
とこれを見た段階で諦めてしまうなと思いますので、まずは興味を持
ってもらって、今までちょっと行けなかったかもしれないけれども、
ここなら大丈夫かもしれないという希望が持てるような言い回しに
変えていただけたらいいなと思いました。

学校教育課長

ありがとうございました。

こちらのほうももっともっと前向きに検討しながら、文言を改めて
まいりたいと思います。ありがとうございました。

荒明委員

でもやっぱりそうなると、何か最初の振出しに戻っちゃいますけれ
ども、やっぱり小規模校が多いわけですから、喜多方市内。やっぱり
取り合いみたいにならざるを得なくなっちゃうので、やっぱり小規模
特認校は、大きい学校のお子さんなんか、自分の子どものペースに合
った、スタイルに合った指導をしてほしいのになとか。なかなか自己

実現が図れないというのは、大きい学校の場合だと思うんです。だから、そういう学校の子どもたちが行ってみたいというところを、やっぱり大々的にPRしていかないといけないんじゃないかと思ったので、誰でもいいよとやっちゃうと、やはり小規模校が多いわけですから、それはやっぱりまずいのでは。やはり条件を入れておかないと、誰でも来ていいよとなると、みんなライバルみたいになってしまうのではないかなとも思いましたが。

高橋委員

先ほど私が申し上げたのは、その複式学級が取り合いになってしまうというのはありますが、そうすると小規模校、例えば今もう人数が少ない学校にいる子というのは行けないじゃないか。それはちょっと差別、最初からもうあなたは駄目よという、そういうふうはこの文言は取られてしまうので、相談する余地がいっぱいありますよみたいな形と、あと多少取り合いになるのは、大変申し訳ない言い方けれども仕方がないと思うんです。だって、今人数のいないところに人数を入れようと思っているんだから、そこが魅力的だったらそこが選べるというのが何か明るい兆しのような気がするので、この人数の少なくなってしまった学校での閉塞感みたいなところは、いずれその適正規模、適正配置のほうで解消していくというふうに喜多方市は考えているわけなので、まずはこの上三宮を何とかしようということで、かなり思い切った魅力を打ち出していないと、やったけど結局駄目だったからみたいなことでは子どもが傷ついてしまいますよね、何かね。

教育長

いや、大切なことだと思います。

先ほど高橋委員からお話あったリモートによる学習という部分も、いわゆるICTをなぜここに挙げたかというのは、喜多方市内で最高峰を行ってほしい学校なので、現段階ではそうですね。一番進んでいる学校ですので、だからそれもさらに充実させて、リモートによるいわゆる極端に言うと、不登校であった子どもがリモートで上三で学べるというようなこともできたらいいなと思ったりしています。

教育は夢なので、半分以上夢になってもいいから、子どものことを考えたときの夢って別なんですよね。現実化できる夢がいっぱいあるんですよ。だから、そういう夢を描きながら進んでいけたらいいなと思っていますので。

教育長

ありがとうございます。

いま出されたご意見等も参考にしながら、またこれまだまだ中身を煮詰めなければならない部分もありますので、いろいろ話し合っていたらなど、あと学校側とも話し合わなければいけないので、その辺でも話し合いを進めていければと思っています。

よろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、中身的には若干これから検討を要する内容も幾つかありましたが、それも含めて議案第17号につきましては検討の余地を残すということも含めて、可決することといたします。

これで審議事項のほうは終わりたいと思います。

7 協議事項

協議第1号 喜多方市教育振興基本計画見直し方針（案）について

教育長

続いて、協議事項に移ります。

2点ほどありますが、内容に入る前に加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆修正はありませんので、よろしく願いいたします。

教育長

それでは、協議事項の第1号を取り上げます。喜多方市教育振興基本計画見直し方針（案）についてです。

説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、本日別冊でお配りしました協議第1号をご覧くださいと思います。

まず説明に入ります前に、喜多方市教育振興基本計画につきましては本市で平成28年度に初めて策定をいたしまして、平成29年度から令和8年度までの計画期間として教育の振興策を展開しているところでございます。

この計画につきまして、本年度、令和3年度において見直しをしたいとするものでございまして、協議第1号としまして、喜多方市教育振興基本計画見直し方針（案）についてでございますが、見直しの趣旨、それから体制、スケジュールについて、ご説明をいたします。

1つ目の計画の見直しの趣旨でございますが、本市におきましては、平成29年3月に初めてとなる教育基本法に基づく教育振興基本計画として、喜多方市教育振興基本計画「地域を支え未来を拓く人づくりプラン」を策定しまして、令和8年度までの10年間で取り組む本市の教育振興の基本的な考え方や基本となる目標を定め、教育振興策を展開しております。

しかしながら、本計画の策定後、人口減少と少子高齢化の進行、学習指導要領の改訂、ICT、人工知能等の技術革新、国際化の一層の進展など本市の教育を取り巻く環境が変化をしております。

さらに、これまで経験したことのないような自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染対策などの不足の事態におきましても「学びを止めない」という対応が求められているところでございます。

また、市におきましては令和3年度に最上位計画であります「喜多方市総合計画」について社会経済情勢の変化に応じまして、基本計画の中間年見直しを行っているところでございます。

このような様々な状況の変化を踏まえまして、喜多方市教育振興基本計画の見直しをしたいとするものでございます。

2つ目としまして、見直しの体制です。

(1) 教育委員会におきましては、見直し計画の案、それから調整案について協議・整理をしていただきまして、計画案を取りまとめるとともに、教育振興基本計画審議会からの答申等を踏まえ計画を決定していただきます。

(2) 総合教育会議につきましては、教育大綱の見直しとともに、教育委員会において作成した計画案について、協議・調整を行っていただきます。

(3) 教育振興基本計画審議会。審議会条例に基づき委員を委嘱又は任命し、審議会を構成、教育委員会からの諮問に応じまして、計画案に関し必要な事項について調査審議をしていただきます。

(4) 教育振興基本計画作業部会。教育部長以下教育部の課長によりまして構成し、計画案の検討や各課で作成した案の調整を行い、計画案を取りまとめるとともに、審議会からの意見等を踏まえて計画案の調整作業を行うものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思っております。

3番目、主なスケジュールでございます。

見直し案の調整につきましては、作業部会を開催しまして適宜調整のほうをしたいというふうに考えております。

9月22日本日ですが、この定例教育委員会に今ご説明しております見直し方針案、それからその後ご説明します見直しの計画骨子案について、ご協議のほうをいただきます。

それから、10月21日、来月の定例教育委員会におきまして、計画案についてご協議のほうをいただきたいというふうに考えております。

それから、10月の下旬に第1回目の教育振興基本計画審議会を開催したいというふうに考えております。

それから、11月の定例教育委員会におきましては、審議会から出た意見につきましてはの対応について、ご協議をいただきたいというふうに考えております。

それから、11月の下旬には第2回目の審議会を開催。

12月の定例教育委員会におきましては、さらに第2回目の審議会が出た意見についての対応について、ご協議をいただきたいというふうに考えております。

それから、1月の定例教育委員会におきましては、計画案のご協議をいただきまして、2月の中旬には審議会の全員協議会におきまして、計画案について説明のほうをしたいというふうに考えております。

その後、2月の中旬からパブリックコメントによる意見の募集を行いまして、3月の定例教育委員会にこのパブコメによる意見を踏まえた計画案についてご協議いただきまして、その後総合教育会議において教育大綱についてご協議をいただきたいというふうに考えております。

その後、3月の中旬に第3回目の教育基本計画審議会を開催いたしまして、3月の中旬に審議会からの答申を経まして、3月下旬の教育委員会のほうで計画の決定をしていただきたいというふうに考えております。

見直し方針案については以上でございます。

教育長

ただいまスケジュールまで説明ありましたが、この内容等についてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、特にないということですので、協議の第1号についてはこの程度といたします。

協議第2号 喜多方市教育振興基本計画【見直し計画】の骨子（構成）（案）について

教育長

関連しますので、協議の第2号喜多方市教育振興基本計画の見直し計画の骨子（案）についてですが、これについて説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、第2号のほうご説明いたしますので、資料A3判の資料のほうをご覧いただきたいというふうに思います。

この資料ですけれども、現在の計画と対比のほうをしていただけるように、左側に現在の計画の構成を記載しております。見直し計画の骨子（構成）（案）については右側の部分となっております。

まず、左側の現計画の構成のほうをご説明したいというふうに思います。

第1章から第5章までの5章で編成をしております。第1章としまして序論、1番、計画策定の背景と趣旨、2番、計画の位置づけ、3番、計画の期間。

第2章としまして、現状と課題ということで、1つ目が学校教育、2つ目が生涯学習・スポーツ、3つ目が文化芸術、4つ目が文化財。

第3章といたしまして、基本理念と基本目標。1つ目に基本理念、2つ目に基本目標。

第4章としまして、施策の展開。1つ目が基本目標ごとの施策の展開として、基本目標を3つ設けておりまして、基本目標ごとに施策の展開の方針、それから施策目標、重点的に取り組む施策、指標と目標値ということで、記載のほうしております。

第4章の2つ目ですが、施策の体系図。

それから、第5章計画の実現に向けてということで、1番の市民への周知とニーズの把握から、4番目の計画の進行管理という現在の構成になっております。

それから、見直し計画の骨子（構成）（案）を右側で説明いたしますので、右側をご覧くださいというふうに思います。

見直しの計画につきましては、現計画同様に1章から5章までの5章編成としたいとしますのでございます。

なお、朱書きをした部分が見直しにより新たに加える部分、それから修正等をしたいという部分になります。

まず、第1章計画見直しの概要ですが、1つ目としては計画見直しの趣旨についてでございますが、（1）としまして社会情勢の変化、（2）国・県における教育の振興策、（3）本市の教育振興基本計画の見直しの趣旨ということで、策定以降の情勢の変化、それから国につきましては第2期計画から第3期計画になっております。それから県のほうは、第6次計画から第7次計画が今策定をされようとしているところでございます。

それから、見直しの趣旨について整理するというので、平成28年度に作成した時点からそれぞれ状況の変化がありますので、整理してここに記載したいとしますのでございます。

2つ目といたしまして、平成29年度からこれまでの取組の総括についてですが、基本目標ごとに指標のほうを設けておりますので、その実績値のほうを示すとともに、文言で進捗のほうを整理したいというものでして、平成29年度から令和2年度までの指標の実績値を示すなどして、これまでの総括をここに載せたいとしますのでございます。

3つ目としまして、見直しによる主な変更点についてですが、見直しによる主な変更点についてここに記載するというので、現計画からどのような見直しをしたのかについて整理のほうをして記載したいとしますのでございます。

それから4つ目といたしまして、計画の位置づけにつきましては、現計画と同様で国の教育振興基本計画を参酌しまして、県の教育総合計画を踏まえ、本市の総合計画との整合を図るということについて、ここに記載したいというふうに考えております。

それから、5つ目としまして、計画の期間につきましては、現計画と同様、この計画の期間について記載したいというふうに考えております。

それから、第2章本市の教育をめぐる現状でございますが、こちらには市の長期人口ビジョンの将来展望人口、それから小中学校児童生徒数の推移、社会教育施設、スポーツ施設、文化財の現状等について記載したいとするもので、現在の計画におきましては、第2章の現状と課題において記載されていた部分になりますが、見直しの計画におきましては、この表題によりましてここに整理し記載したいとするものでございます。

次に、第3章基本理念と基本目標につきましては、1つ目の基本理念、2つ目の基本目標については共に現計画同様第3章にこの2つを掲げることとしたいとするものでございます。

次に、第4章施策の展開についてでございますが、1つ目の基本目標ごとの施策の展開については、施策の目標ごとに「現状と課題」を整理しまして、それに対応する「重点的に取り組む施策を整理したい」とするもので、現在の計画におきましては、この現状と課題の部分を第2章の部分において整理し記載しておりましたが、見直しの計画におきましては、現状と課題を踏まえましてそれに対応して取り組む重点施策というものが一連で分かるようにするために、第4章の部分で整理して記載したいとするものでございます。

この第4章の構成といたしましては、基本目標1の部分でご説明いたしますが、基本目標1〇〇〇というふうに掲げまして、基本目標ごとに施策展開の方針を示します。それから、施策の目標ごとに現状と課題を整理しまして、それに対応した重点的に取り組む施策を整理して記載したいというふうにするものでございます。その後現計画と同様、基本目標ごとに指標と目標値のほうを記載してまいりたいというふうに考えております。

なお、基本目標2以降も基本目標1と同様に記載したいというふうにするものでございます。

2つ目の施策の体系図につきましては、現計画同様に示したいというふうに考えております。

それから、第5章計画の実現に向けてにつきましては、現計画と同様に、1つ目、市民への周知とニーズの把握から4つ目の計画の進行管理について整理、記載することとしたいというふうに考えております。

以上、見直し計画の骨子（構成）（案）の説明になります。

ありがとうございました。

教育長

今説明ありましたが、この内容等についてご質問、ご意見等あったらお願いいたします。よろしいですか。

高橋委員

主なスケジュールのところの質問ですが、審議会開催というのがありました。すみません、審議会の構成メンバーというのはどういった方でしたか。

教育総務課長

審議会の構成メンバーにつきましては、7月の定例教育委員会でご議決のほう賜わっておりましたが、12名の委員で構成されております。メンバーを申し上げますと、元小学校の校長先生ですとか、社会教育委員の会議の議長さん、それから公民館運営審議会の委員の方、それから体育協会の副会長、それから文化財保護審議会の会長、それから青少年育成市民会議の副会長、それから市連Pの会長、それからこども園の後援会長、それから小中学校長各1名ずつ、それからこども園の園長、それから教育事務所の所長ということで、全部で12名の方をお願いするようになっております。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

前にありましたね。

教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

では、このような形で進んでいきますので、なお後ほどの教育委員会等でいろいろの中身についてもっと詳しい検討が必要になってきますので、よろしくをお願いいたします。

協議事項の第2号につきましては、この程度といたします。

以上で協議事項は閉じたいと思います。

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

8番のその他に移ります。

(1)番として、教育長及び各委員からというふうにあるんですが、委員の皆様方から何かございますか。

高橋委員

資料にいじめについての資料がついていたんですが、ちょっとそれとはまた別ですが、2学期始まってすぐというのは子どもさんたちも結構深刻な状態になるということを聞いています。

それと、今ワクチンの接種をするしないでもって、いろいろな心配事が増えているような状況でもあるので、その辺も含めて何かちょっと目立ったようなところというのは、子どもさんについてですね。なければいいんですが、なかったでしょうか。

学校教育課長

ワクチン接種につきましては、親さんの考えもございますので、ト

ラブルなく済んでいるものと承知しております。

それから、不登校につきまして、現在のところ重大なものは、そうしたものはない状況でございますので、よい2学期のスタートが切れたのかなというふうに考えております。

なお、後でいじめ・不登校については、後ほどご報告をさせていただきます。

高橋委員

報道がちょっとおかしいなと思うんですが、そのワクチン接種をしたかしないかを先生が手を挙げさせたことについてすごく問題視されていたり、何かすごく過敏に反応してしまう、大人がというところがあって、悪い影響が出ないといいなと思っているんですが、ワクチンを接種したかしないかでいじめられるんじゃないかということよりも、そういったことでいじめようとするのをやめようという指導のほうが大事なわけだから、先生方ももうちょっとこう自信を持ってやっていただきたいというのと、そういった親から苦情が来たときに、ちゃんと先生を守れるような教育委員会の態度というのもすごく大事だなというふうにごい感じるんですね。何か先生が孤立してしまっているようなところもあり、何か言うとならすぐ親から苦情があって、教育委員会から見放されてしまうというのではやはり先生方がもう大変なので、その辺の先生方のケアというか、当たり前なんですけれども、改めてお願いしたいなと思いました。

以上です。

学校教育課長

確かに教師が保護者に対して、はっきりと堂々と言えないというような状況は少しあるのかなとは思いますが、でも、教育委員会もそうした情報を受けながら、それぞれ指導しているところでございます。決して先生方が卑屈にならないように、十分配慮しながら指導できるように、教育委員会といたしましても最大限にバックアップをしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

教育長

ありがとうございます。

他にございますか。

<なしの声あり>

(2) 事務局から

教育長

では、(1)の教育長及び各委員からはこの程度として、(2)番の事務局からということで。

教育総務課長

それでは、教育総務課のほうから1件申し上げます。

資料のほうはございません。

7月の定例教育委員会におきまして、本年度の教育委員の視察研修について、実施時期、それから候補地等をお示ししまして、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、9月の定例教育委員会において決定していくというふうにしておりました。

新型コロナウイルスの感染状況でございますが、8月にいわき市等にまん延防止等重点措置のほうが適用されまして、また県内そのほかの市町村についても県の独自の集中対策のほうが行われておりました。

なお、県の独自の集中対策につきましては、去る9月20日にて解除になったところでありますが、いわき市、それから福島、郡山市の3市では、この重点措置のほうも現在も継続されているという状況でございます。

また、本市におきましてはイベントなど様々な行事につきまして中止、それから規模の縮小により実施するような状況となっております。

このような状況を踏まえまして、今年度、令和3年度の視察研修につきましては行わないということにしたいというふうに事務局では考えております。

以上です。

教育長

今年度残念ながら研修は中止ということで、よろしいでしょうか。他にございましたら。

学校教育課長

それでは、学校教育課のほうから皆様の机の上でございます令和3年度第1学期喜多方市立小・中学校におけるいじめ・不登校の現状についてと併せまして、「喜多方市子ども議会」の2点につきまして、お知らせをしたいと思います。

まず、いじめ・不登校の現状について、お話をさせていただきます。報告が随分遅れてしまいまして、申し訳ございません。これは1学期分でございます。

表のほうをご覧くださいまして、いじめの認知件数、現状が1番とさせていただきます。

表の下段、一番下をご覧ください。

令和3年度小学校においていじめの現状ということで上がってきた件数133件、中学校8件、合計141件。小学校においては令和2年度と比べ、随分多い数字に驚かれるかと思っております。これにおきましては、下のほうにも現状として書いてございますけれども、いじめを積極的に認知するようになったというような内容で、先生方がきめ細かくそれぞれの状況把握をしていただいた結果でございます。

中学校におきましては、もうちょっとそういう態度が必要なのか

な、そういう見方が必要なのかなというふうに考えております。

件数が多いところではございますが、重大事案等はなかったものですから、こちらについては教育委員会としても安心しているところでございますが、ただこうした内容について何かあったときには指導主事が学校に出向きながら、現状把握しながら事実確認をして、そして対応をしてきたところでございます。

これからもいじめはどの子どもにも起きる可能性があるということで、危機意識を十分に学校に持ってもらいながら、こうした対応をしていきたいと思っております。

裏をご覧ください。

不登校についての現状でございます。ちょっと表が見つらくて申し訳ございませんが、表の左半分、4、5、6、7と書いてあります。小学校の部分が左半分となっております。一番下に月ごとの合計がございまして、4月小学校5件、5月7件、6月6件、7月6件ということでございます。

中学校につきましては、右半分の中段より上をご覧ください。4月が合計12人、5月14人、6月18人、7月22人というふうになっております。

傾向といたしましては、小学校、中学校比べますと、小学校と比較してやはり中学校が5倍弱というような状況になっております。

原因につきましては、小学校においては大きく3つ原因がございませぬ。

1つ目は、過干渉な親さん。結局その学校から上がってくる内容といたしましては、原因については家庭環境にあるというところが一番多いところなんです。その内容をちょっと調べてみたら、1つ目がその過干渉、子どもの言いなりになってしまうというような状況が見えてきました。ゲームなんかも、子どもの言いなりでさせてしまうようなところ。

2つ目といたしまして、兄弟間に不登校がいるの児童生徒がいる。こうした場合については、不登校になるケースが結構多く見えてきたところでございます。

あと逆に、過干渉の反対、関わりが薄いご家庭もあって、なかなかお母さん夜働きに行ってしまうですとか、なかなか子どもたちと十分に触れ合えていない状況があり、学校からお話をしてもなかなか親さんに分かってもらえない、生活の改善をしていただけないというような状況で、小学校は困っているようでございます。

中学校の原因といたしましては、やはり家庭環境というところが一番多いところでございました。

まず、養育できない状況、つまり父親、母親が子育てをしているのではなくて、おじいちゃん、おばあちゃん、祖父母に任せきりになっているというような状況においては、不登校が出ているというところもございます。

あと、状況といたしましては、両親の特性、ネグレクトがあったりですとか、なかなかご両親の仲が悪かったですとか、そうしたところがありまして、喜多方市の場合、この中学校におきまして、どうしてもその家庭環境というところの改善が不登校への改善を見いだす1つの機会となるのではないかなというふうに考えております。

対応といたしましては、例えば小学校、中学校で行っているQ-Uの検査におきまして、子どもたちのその人間関係を十分把握しながら、学校で子どもたちの様子を見てそれぞれ対応するですとか、あとはやはり家庭とのこれはもうオーソドックスですけれども、家庭との連絡を密に取りながら、あきらめずに働きかけをする。どうしても難しい場合においては、関係機関との連携ですね。今言った不登校のお子さんにつきましては、スクールソーシャルワーカーですとかスクールカウンセラーにつながっている状況ですので、そうしたところとも手を組みながら、学校だけではなかなかもう厳しくなっている状況もございますので、そうした他団体とのご協力もいただきながら進めてまいりたいと思います。

また、あわせまして喜多方市ではフリースクール等も行っておりますので、そうしたところに来れないかということで、学校を通じまして児童生徒に働きかけながら、そうした不登校について解消していくように努力をしているところでございます。

2つ目の「喜多方市子ども議会」について、続けてお知らせをさせていただきます。

本市の中学校3年生を対象にしまして、全ての児童に議会や政治の仕組みを学んでもらおうということで、本庁の議場を利用しまして、それぞれの課にご協力をいただきながら、子ども議会を開催いたします。

期日につきましては、10月19日から11月10日までの5日間、全ての中学校の生徒さんをお呼びしたいと思います。それぞれ生徒さんが質問をして、それに対して市長を中心にしながら各課等で答弁をしていくというような内容でございます。

開催時間は1時間と見ております。

コロナ対策につきましては、多い学校については議場に一遍に入れないので、それぞれ分散させながら、モニターを使って見学するというのも併せて進めてまいりたいと思います。

こうしたことを進めながら、中学校3年生の子どもたちへの貴重な体験の場を創出していきたいと思っております。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

最初に2つに区切ります。

いじめ関係、それから不登校関係について、最初説明がありましたが、ここについて何かお気づきの点等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

質問になるかもしれませんが、いじめのほうで、この件数を見て驚いたんですけれども、その中身として、9月の中旬だったか、あと昨日のテレビでも同じニュースがあったんですけれども、町田市立の小学校で、学校が配付したタブレット端末のチャット機能がいじめに悪用されて、小学校6年生の女の子が自殺したということが報道されていましたが、それがあるといことはその学校で学習のために配付しているものが、自由に自宅に持ち帰っても子どもたち同士でそういうふうにやり取りができる状況なんだなと思って私はびっくりしたんですが、喜多方市のこのいじめの件数の中にはそういうものが入っているのかなとか思ったり、あとそのチャット機能がついていないと一人一人の子どもたちの意見とかそういうのはあれですけれども、そういうものを自宅に持ち帰ったときに、子どもたち同士で自由にできるというのをそのままにしているのかどうかというのを、よく分かりませんけどもどういうふうにそれはなっているのか。

あと、そういうものを子どもが悪用してしまうということも実際分かったので、人権教育と併せながら、子どもたちっているいろんな場面でいじめってあり得ることなんだなと改めて思ったので、そういう指導もタブレット使用に当たって、併せてやっていかなくてはいけないということを改めて感じたわけなんです。

質問としては、今年の1学期のいじめの件数がうんと多かったんですけれども、そういうタブレットを利用してというか、そういうものがあつたのかどうか。あと、その指導とかをしてほしいという意見と、質問と意見両方です。

以上です。

学校教育課長

まず、1つ目のご質問でございますが、タブレットを利用したチャット等でのいじめということにつきましては、こちらについてはまだそういう情報は入ってきていない状況です。でも、チャットとかは子どもたち、ちゃんとやれていますので、いつそういう可能性が出てくるかもわからないので、こうしたところは本当にきちんと学校で指導しながら進めていかなければならないなというふうに思います。

それから、指導につきましては、今回のその報道があった事件については、IDが一緒だったため、パスワードが一緒だったために、なりすましによるそういういじめに発展したというふうに聞いております。

喜多方市でも、パスワードについては子どもたち一緒の部分があったものですから、対応といたしまして、今その子どもたちのタブレット端末に入るためのパスワードについて、それぞれなりすまし等ができないように、早急にそこを改善するように現在進めているところでございます。

あと、これからそのタブレットを使いたいじめ、これは本当に出てくると思います。タブレットでなくて、子どもたち実際に端末持っていますので、そちらで勝手にやり取りをしていじめになってしまった部分というのは、2学期に入っては来ておりますので、今回1学期だったのでそこはなかったのかもしれませんが、今後間違いなく今の時点で1件はありますので、そうした意味ではこれからいじめがさらに陰湿化して、教員に分からなくなってくることを考えれば、やはり事前の指導ですとか家庭の呼びかけですとか、そうしたところに本当に力を入れていかないといけない状況になってきているということを感じておりますので、そんなところに力を入れて進めてまいりたいと思います。

教育長

よろしいですか。他にございますか。

いじめについては、件数的には非常に大きく伸びているという言い方はないですが、増えているんですが、言葉の解釈もしっかりしていただければ助かるなどというのは、小学校でいうと133件ですが、これいじめの認知件数であります。発生件数じゃないんだという、この違いというのは大きいですからね。だから、教職員が子どもたちを見る目が違ってきているんです、前と。前はどっちかと言うと、発生件数的なものが多かったんですが、今教職員が見て、あれ、いじめじゃないのというのもカウントしますので、だから認知件数であるという、そういう意味から考えると、中学校は逆に言うと、発見というのは少な過ぎる。だから、子どもたちをよく見て、認知件数できちんと押さえてほしいというのを、指導しなければいけない部分はあるかなというふうに思っています。

あと、先ほど不登校関係で、その原因等で学校教育課長のほうからやっぱり家庭的な問題を抱えている子どもさんが多いということで、全くそのとおりだとも思います。

改めていろんな部分で、いじめも含めてですが、今こじれているいろんな日本の中でのいじめの問題も含めてそうなんですけれども、改め

て教育基本法の10条を読んでください。何が書いてあるかといったら、子どもたちの教育の第一義的な責任者は家庭にあると。それが教育基本法にきちんと示されているんです。そこが何かどこかに飛んじやっていて、全て学校、全て他の人という感覚が何かもう当たり前のようになってしまっている、そこがちょっと怖いなど。だから、原点に戻るならば、やっぱり教育基本法なりちょっと読み返していただいて、特に10条あたりで、これってどういう意味かなって考えていただくのもひとつかなと思いました。

教育長 次に子ども議会について。よろしいですか。

学校教育課長 子ども議会ですが、教育委員の皆様には後日案内をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

高橋委員 子ども議会は、教育委員も自分の来られるときには来ていいということですか。

学校教育課長 ぜひ見ていただければありがたいです。ご都合のよいときがあれば、よろしくお願いします。

教育長 ぜひおいでください。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

では、その他についてはこの程度といたします。

9 連絡事項

(1) 令和3年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長 それでは、9番連絡事項に移ります。

令和3年度教育委員会会議の開催日程（案）等についてということで、お願いします。

教育総務課長 資料の27ページをお開き願います。

令和3年度の教育委員会の会議の開催日程についてでございますが、記載のとおりで、8月定例会でお示した日時から変更になっているところはございません。

また、今後の日程についてでございますが、既に学校教育課から委員の皆様にご案内差し上げております、令和3年度「喜多方っ子の『夢』実現事業」で、9月24日金曜日午後2時から喜多方プラザ小会議室において開催されますので、出席をお願いいたします。

連絡事項につきましては、以上となります。

教育長 ありがとうございます。

今、今後の日程及び明後日の「喜多方っ子の『夢』実現事業」について、お話がありました。何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、このような日程で進めますので、よろしく願いいたします。

以上、案件等は全て終わりました。最後に言い忘れたようなこととか、ぜひという部分あればお願いします。事務局からも何かあれば。いいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、これをもちまして令和3年9月の教育委員会定例会のほうを閉じたいと思います。

終了時刻は、午前11時40分ということでお願いいたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 荒 明 美恵子

三番委員 遠 藤 一 幸

四番委員 高 橋 明 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲